

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和7年度 第1回相模原市子どものいじめに関する審議会		
事務局 (担当課)		学校教育課 電話042-704-8916 (直通)		
開催日時		令和7年7月11日(金) 午後3時00分～4時30分		
開催場所		相模原市立青少年学習センター音楽室		
出席者	委員	12人(別紙のとおり)		
	その他	6人		
	事務局	4人		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 学校教育部長あいさつ 2 事務局より (1) 本審議会について (2) 教育委員会からの諮問について 3 会長及び副会長の選任について 4 審議に向けて 5 審議 議題1 (1) 市が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について (2) 市立小中学校等が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について 議題2 いじめ対応マニュアル改訂の方向性について 議題3 いじめ重大事態対応フロー改訂について 6 その他 (1) 今後の予定について (2) 情報提供		

議 事 の 要 旨

1 学校教育部長あいさつ

- ・農上学校教育部長が開会のあいさつを行った。
- ・事務局より、相模原市子どものいじめに関する審議会規則（以下「審議会規則」という。）第4条第2項に規定する定足数を満たしており、会が成立していることを報告した。

2 事務局より

（1）本審議会について

参考資料1－1等をもとに事務局が説明した。

（2）教育委員会からの諮問について

資料5等をもとに事務局が説明した。

3 会長及び副会長の選任について

相模原市子どものいじめに関する審議会規則第3条第2項の規定に基づき、藤原委員が会長に、竹下委員が副会長に選任された。

4 審議に向けて

- ・審議会規則第5条第1項の規定に基づき、市立新宿小学校の二宮校長、市立北相中学校の小林校長の参加が認められた。
- ・審議会規則第5条第2項の規定に基づき、農上学校教育部長、中尾教育局参事、菅原学校教育課長及び上田学校教育課総括主幹の参加が認められた。
- ・事務局より、傍聴の申し出がなかったことを報告した。
- ・事務局より、令和7年度本審議会に係るスケジュール（資料1）、いじめに関する本市の状況（資料2）、いじめに係る確認事項（資料3）及び相模原市いじめの防止等のための基本施策掲載事業等一覧（資料4）について説明した。

5 審議

（1）議題1

○藤原会長

議題1「（1）市が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」、「（2）市立小中学校等が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」事務局から説明いただきたい。

○事務局

資料6を基に議題1「（1）市が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」、「（2）市立小中学校等が令和6年度に実施したいじめ防止等の

施策の実施状況について」について説明した。

○藤原会長

いじめの防止等の目的別に分けて質問及び議論を行いたい。各施策について委員から質問があった場合は、9月に予定している第2回本審議会にて、それぞれの施策所管課に回答いただくこととする。

(1) 市が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について

○藤原会長

まず、議題1の(1)のうち、資料6の2ページから10ページまで記載がある「いじめの未然防止、いじめの早期発見の施策」に関して、委員の質問、意見をいただきたい。

○手塚委員

いじめの解消率について、令和5年度が80.6%、令和6年度の小学校が98.6%、中学校が96.5%となっており、発生したいじめについて概ね対応がなされているものと思われる。しかし、毎年学校や教育委員会が様々な取り組みを行っている中でもいじめの認知件数は増加傾向にある。例えば障害を持った子どもへのいじめが何%あるのか、小学校1、2年生で認知件数の増加が目立っている原因は何なのか、同じ子どもがいじめを繰り返しているのかなど、認知件数の内訳をもう少し深掘して分析し、浮かび上がってきた課題に焦点を当てて対応していかなければ、いじめを減らしていくことは難しいのではないか。

○上田学校教育課総括主幹

手塚委員から指摘があった通り、認知件数の内訳を詳細に分析する必要はあると考えているが、認知件数を増やしていくこと自体は、国においても重要なこととされている。これまで子ども同士のトラブルとして対応してきた小さな事案についても、いじめの定義に当てはまるものはいじめとして認知すべきという認識が広まってきたことも、1、2年生の認知件数が増えている原因の一つだと考えている。発達段階の低学年でも、いじめを早期発見し、適切な対処をすることによって早期の解消につなげていきたい。

○藤原会長

いじめ防止対策推進法が制定されてから、全国的にいじめの認知件数が増加している傾向があり、一概にその原因や適否を判断することは難しい。学校や教育委員会のいじめを積極的に認知しようという動きによっていじめの認知件数が増加し

ている側面もあるため、慎重な評価が必要だと考える。いずれにしても認知件数の内訳等をより深掘して分析するという視点は大切である。

○藤原会長

「1 いじめ防止フォーラムの開催」について詳しく説明いただきたい。

○上田学校教育課総括主幹

相模原市では、いじめの未然防止のための取り組みとして、年1回いじめ防止フォーラムを開催している。本市の3行政区のうち輪番で選ばれたいずれか1区に所在する学校を対象にオンライン形式で開催している。オンライン上で参加者がグループに分かれて各校のいじめの防止の取り組みなどを紹介しあったり、設定された協議題についてグループで話し合いをしたり、子ども達の本音を引き出すような形で開催している。また、当該年度に対象となっていない行政区に所在する学校の子ども達に対しても、学校ごとにいじめ防止フォーラムと同様の取り組みを実施いただくことで、全市的な取り組みとしている。いじめの未然防止に関して、一定の成果をあげているのではないかと捉えている。

○手塚委員

資料6の4ページの8番「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」について、昨年度と比較して小学校も中学校も活用率が下がっている。特に中学校は令和6年度の活用率が17.1%となっているが、活用できていない原因としてどのようなことが考えられるか伺いたい。また、当該手引きを活用することの意味についても伺いたい。

○上田学校教育課総括主幹

当該手引きを活用することで、発達障害のある子どもへの理解が深まり、いじめの未然防止につながると考えている。当該手引きの活用率向上に向けて、支援教育課とも連携し、当該手引きを活用することで、いじめの未然防止、適切な日常の指導、適切な児童生徒理解等につながることをより周知する必要があると考えている。

○藤原会長

手塚委員から質問のあった件について、第2回審議会で支援教育課からも話を聞きたいので、事務局に手配いただきたい。

○藤原会長

10ページから14ページまで記載がある「いじめに対する対処」、「関係機関と

の連携・その他」の施策に関して、委員の質問、意見をいただきたい。

○栗木委員

意見や質問ではないが、青少年教育カウンセラーがいたことでいじめが早期に解決した事案があり、とてもありがたい仕組みだと感じたので、共有させていただく。引き続きこのような細かい心のケアができるよう、青少年教育カウンセラーのような方にどんどん学校に入っていただきたい。

○菅原学校教育課長

中学校に対しては基本的に週2回、小学校に対しては一部の学校を除いて基本的に週1回程度、青少年教育カウンセラーを派遣しており、児童生徒又は保護者の悩みに寄り添う取り組みを進めている。また、学校の中では相談しにくいと感じる児童生徒は、市内に4か所設置されている相談室で相談をすることができる。学校に派遣されている青少年学習カウンセラーに学校とは別の場所で相談することもできるし、相談内容が先生に伝わってしまうのが怖いと感じる場合は、全く別のカウンセラーに相談することもできる相談体制を整えている。また、いじめに限らず家庭に起因する色々な問題で思い悩んでいる児童生徒もいるため、教育相談課では青少年教育カウンセラーのほかに、スクールソーシャルワーカーを増員している。まだ十分な数ではないが、スクールソーシャルワーカーが各学校を回りながら、家庭の方にもアウトリーチ的に支援をしており、児童生徒の健全な育成に寄与していると考えている。

○藤原会長

先ほど、相模原市は児童生徒からの訴えでいじめが判明するケースが一番多いという話があったが、担任と児童生徒との関係ができているといえる一方で、いじめを受けた本人がそのことを訴えることには大きなハードルがあることから、本人からの訴え以外で判明するケースが増えるとよいと感じた。

○大澤委員

市に4か所ある相談室について、児童生徒にはどのように周知しているのか伺う。

○菅原学校教育課長

市のホームページで市民向けに周知しているほか、各学校を通して相談室だより等を活用して、お知らせしている。事業を所管する教育相談課では、今年度からインスタグラム等のSNSも活用して、相談できる窓口があることをアピールしている。

○大澤委員

保護者が自分の子どもがいじめられていることに気づいた際、学校に相談すると先生の対応次第でいじめがさらにエスカレートするのではないかという心配をすることもある。保護者が気づいたときに、その声をどのように拾ってあげるかということがとても大事である。虐待対応における「ダイヤル189」のような、とりあえず相談できる窓口を設置し、そこから裾野を広げていくほうが保護者にとっては分かりやすいのではないか。

○菅原学校教育課長

色々な相談窓口があることによって分かりづらくなっているため、相談窓口を一元化できないかという意見もあった。ただし、それぞれの相談窓口に対象年齢等の違いがあるなどの課題もあったため、今年度から教育委員会と相模原市が連携して「相談しよう、そうしよう」というツールを作成し、LINE相談、電話相談、メール相談等の色々な相談窓口をまとめて紹介している。これを市のホームページや児童生徒が使用するクロームブックで公開することで、夏休みに入って先生との距離ができる中でも、子ども達の相談につながれば良いと考えている。

(2) 市立小中学校等が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について

○藤原会長

次に、議題1(2)について審議する。15ページから17ページまで記載がある「2 学校が実施した主な施策等」に関して、委員の質問、意見をいただきたい。

○安藤委員

資料6の16ページ「2教職員の取組」は、いじめの未然防止だけでなく、学校生活を送る上で大変重要な視点である。子どもの居場所をつくるような授業展開について、学校で行っている具体的な取り組みがあれば紹介いただきたい。

○二宮校長

次の学習指導要領の改訂に向けて、「探求」という言葉が一つの大きなキーワードになっており、正解のない課題に対して、児童生徒が多様な考えを出し合ってともに学ぶという視点がとても大事にされている。一人ひとりに考えがあって、それぞれが多様な考えを受け入れながら、より良い納得解を見つけ出していくような学習が多くなってきており、これからはより一層そのようなことが求められていく。こういった授業が多く展開されることで、一人ひとりの子どもが大切にされ、友達を大切にすることにつながるのではないか。学校としてもそのような授業が展開で

きるよう改善をすることが大事だと感じている。

○小林校長

中学校でも、2人以上のグループで分からないところを教えあったり、一緒に考えたりする授業を行っている。そのような授業は、授業が苦手な子にとっても、友達とお互いに高め合うことができ、楽しい場になってると思う。

○藤原会長

16ページの一冊下に、いじめの早期発見のための取り組みとして、定期的なアンケート調査について記載がある。いじめを早期発見するために効果的な取り組みだと思うが、アンケート調査の実施状況や効果について、学校現場の実態を教えてください。

○二宮校長

学期ごとにいじめに関するアンケートを実施しており、いじめを早期発見するための有効な手段になっている。小学生は素直に自分の悩みを書いてくれるため、アンケートを見て気がかりな児童がいれば個別で面談をするといった対応を取っている。また、そのように特別な機会を設けない児童についても、当該アンケートが困りごと等について教員と対話する大きなきっかけになっているため、アンケートを適切に実施し、いじめにつながる情報や児童の困りごとを拾い上げていくことはとても意味のあることだと感じている。アンケートが形骸化しないようしっかりと取り組んでいくことが大切である。

○小林校長

アンケートをきっかけとして、担任が気になったことを生徒から聞き取ることができる。また、自分のことを書く生徒のほかに、他の生徒について気になることを書いてくれる生徒もいるため、大変有効なものだと考えている。

○竹下副会長

いじめ防止等のための対策にかかる令和6年度予算額と令和7年度予算額を比較した場合の増減について伺う。学校現場は、人件費や物価が高騰している中で、昨年度と同額の予算で事業を継続していかなければならない状況に課題を感じている。

○菅原学校教育課長

全体でみると、人件費や物価高騰を踏まえ、予算を増額させている事業が多い。また、資料6の13ページ「40 重大事態の対処に関する調査等」のとおり、子

どものいじめに関する再調査委員会を附属機関条例に位置付けた上で委員報酬額を見直すなど、事業内容も徐々に拡充させつつ、予算額も増額傾向にあるという現状である。

○田口委員

資料2の「(2) いじめの解消率」に記載されている相模原市のいじめの解消率は、他自治体と比較してあまりに高く違和感がある。特に令和6年7月20日現在の解消率は100%に近くなっているため、どのような理由で他自治体との違いが生まれていると考えているのか伺う。また、資料6の17ページ「(5) いじめへの対処」の「1 教職員の取組」において、課題が2点挙げられているが、現在の解消率をどのように捉えているのか伺う。

○上田学校教育課総括主幹

他自治体と比較できる本市の解消率は、80.6%である。それでも都道府県平均や指定都市平均より高い水準だが、その下に記載されている令和6年7月20現在のいじめ解消率については、令和5年度内に解決しなかった事案を追跡調査した結果としての解消率であるため、他自治体との比較に使用できるデータではない。また、解消していない19.4%には対応が長引いてしまっている事案も含まれるため、まだ課題も多いと感じている。

○田口委員

いじめの解消に関する課題を挙げているということは、さらに高い解消率を目標としていると受け止めてよいか。

○上田学校教育課総括主幹

解消していない19.4パーセントには、対応が長引いている事案や、重い内容である事案が含まれており、まだ課題も多いと感じている。認知件数が増えていく中でも、いじめの未然防止や早期発見の取り組みを進めていくことで、さらに解消率を向上させ、こうした事案を少しでも減らしたいと考えている。

議題2 いじめ対応マニュアル改訂の方向性について

○藤原会長

続いて、議題2「いじめ対応マニュアル改定の方向性」について事務局より説明いただきたい。

○事務局

資料7等をもとに議題2「いじめ対応マニュアル改定の方向性」について説明した。

○藤原会長

事務局からの説明において、現行の「いじめ対応マニュアル」について大きく3点の課題が挙げられた。これらを踏まえ、改訂作業を進めていく上での方向性について委員から質問、意見をいただきたい。

○關山委員

いじめの対処にスポットを当てた構成とする方向で見直すことはよいと思うが、子ども達に自分で解決できる力を身につけさせるなど、未然防止や早期発見の視点も大切である。経験の浅い先生がいじめ全般について理解するために使用するのであれば、1ページに記載がある「いじめとは」や、3ページに記載がある「いじめの未然防止」のような項目も重要であると考えます。対症療法的な内容しか記載されておらず、読んだ先生の視点が狭まってしまい、本来根本的に見直さなければならぬ部分に気が付けないことにならないように改訂作業を進めていただきたい。

○上田学校教育課総括主幹

問題解決能力等については、市教委や学校としても子ども達に身につけさせたいと考えており、マニュアルの改訂に当たってはそういった視点も取り入れながら作業を進めたい。

○藤原会長

学校がいじめゼロやいじめ根絶という目標を掲げてしまうと、特に経験の浅い先生は発見しても報告しづらい雰囲気になってしまうので、個人的にはいじめ見逃しゼロという雰囲気の方がよいのではないかと思います。学校現場におけるいじめ対応マニュアルの活用状況について、校長先生から伺いたい。

○二宮校長

学校においても急速にペーパーレス化が進んでいることもあり、先生の中でも膨大なページ数のマニュアルを読み込むという感覚が薄れてきている。マニュアルを改訂し、国のガイドライン等に合わせたものにしていくことはとても重要だが、これと合わせて、経験の浅い先生がすぐ視覚的に確認できる概略版のようなものが整理されているとさらに有効なものになるのではないかと思います。

○小林校長

学校には膨大なマニュアルがあり、全てのマニュアルをじっくり読み込む時間は

ないため、これを活用しやすくするためには、見やすさ、分かりやすさ、使いやすさが大切だと考える。例えば、マニュアルにフローチャートが付いていて、先生の困りごとの解決策が記載されているページ数がすぐに確認でき、その部分についてピンポイントで深く読み込むことができる。また、フローチャートがあることでその先の見通しを持つこともできる。

○竹下副会長

各学校によって児童生徒の傾向も異なるため、いじめの対処の手段について具体的に定めればよいというものではない。子どもの後ろにいる家庭や地域がみんなでいじめを起こさない雰囲気を作っていくという方向性があることで初めてマニュアルが成立していく。こうしたことを踏まえた上で、現場で役立つマニュアルに向けて、改訂作業を進めていただきたい。

○中尾教育局参事

先ほど、手塚委員から資料2に掲載のあるいじめの認知件数の話があったが、同じく資料2に掲載されている本市における1,000人あたりの認知件数は、他市と比較してむしろ少ない。神奈川県では1,000人あたり51件、川崎市は51.5件、横浜市は62.7件であるのに対し、相模原市は37.5件である。仮説の域を出ないが、本市では本来いじめとして認知すべき事案を認知できていないのではないかという問題意識がある。例えば、児童生徒同士のトラブルをからかいやちょっかいとして捉え、いじめとして認知できていないケースである。現場の感覚を想像すると、「いじめ」という言葉が重大な事案を意味しているように感じて、先生がいじめという言葉を使っただけの指導を躊躇するような場面もあるのではないかなと思うが、いじめの定義は大変広いため、前述したからかいやちょっかいとして対応していた事案についても、いじめに該当する事案が多くある可能性がある。教育委員会としては、こういった事案をいじめとして認知し、解消に向けて適切に対処していく必要があると考えている。その意味では、いじめ対応マニュアルの改定に当たって、そもそもいじめとは何かといった基本的なことを今一度伝えられるものにする必要がある。また、いじめの疑いがある事案が発生して児童生徒に聞き取りを行う際、加害とされる子どもと被害とされる子どもを同時に呼んで聞き取りを行うケースがあるが、これは被害を受けた子どもからすると、本音を言えない状況である。そのため、教育委員会から学校に対し、聞き取りを行う際にはできる限り加害とされる子どもと被害とされる子どもから個別に聞き取りを行うことが望ましいと助言することがある。こういった助言を理解してくれる学校は徐々に増えてきたと感じるが、まだそうではない部分もあるため、マニュアルに落とし込んで伝えていくことが、今回の改訂の1つのねらいであると認識している。

議題3 いじめ重大事態対応フロー改訂について

○藤原会長

議題3「いじめ重大事態対応フロー改訂」について、事務局より説明いただきたい。

○事務局

資料7及び資料8をもとに議題3「いじめ重大事態対応フロー改訂」について説明した。

○藤原会長

事務局より、いじめ重大事態対応フローの改定について、昨年度の国のガイドラインの改定に伴い、手続きの流れを変更したいとの説明があったが、委員の質問、意見をいただきたい。

○手塚委員

現在、対象児童生徒保護者への調査結果報告までに2段階の調査を行うことになっているところ、よりスピード感をもって調査結果報告ができるようフローを改定したいという理解でよろしいか。調査が不十分であると判断されれば、さらなる調査が必要となり、時間を要することとなるため、スピード感と引き換えに調査の精度を落とさないよう注意が必要であると思うが、どのような対策が考えられるか伺う。

○上田学校教育課総括主幹

ご指摘のとおり、スピード感をもって調査結果報告ができるようフローを改定するものだが、調査の精度を高めることも重要である。現在のフローでは、1段階目の学校が実施する重大事態調査において弁護士や医師等の専門家が参画する仕組みはないが、改定版のフローでは学校が実施する調査にも専門家が参画できる仕組みとなっている。早い段階で専門家の意見を聞ける体制を整えておくことによって、調査の精度も高められるのではないかと考えている。

○中尾教育局参事

重大事態調査であっても、学校や教育委員会が実施する調査はあくまでも任意で関係者に協力をお願いする形になる。個々の事情によっては、被害とされる子どもの保護者から、子どもから聞き取りをしないしてほしい等の要望があり、調査の材料を集めることが難しいケースは多々あり、調査の精度には限界を感じている。一方で、収集できた材料からいかに原因を究明し、再発防止策を考案するかという点で

は、やはり早期に専門家の意見をいただける体制を整えることは大変重要であると考えてる。

○竹下副会長

学校が主体となる調査において、学校が個別に学識、医師、弁護士等の専門家を探すという体制は現実的ではない。教育委員会において、ある程度の人材ストックを確保しておいて、各学校に紹介できる体制を整えることも必要であると考えてる。必要となる予算を学校が確保するのか、教育委員会が確保するのかといった問題も含め、具体的な案を提示いただき、詰めていく必要がある。

○菅原学校教育課長

竹下副会長から指摘いただいたこの体制に耐えうるだけの人材や必要な予算の確保については、各学校ではなく教育委員会で責任をもって対応したいと考えている。

○鈴木委員

重大事態対応フローを改定するにあたって、改正後のフローで、例えば重大事態が10件同時に発生した際でも、必要となる専門家をしっかり派遣できるだけの体制が整っているか心配である。また、重大事態に関する見識を有する方であるか否かを判断することがとても難しいと思う。また、例えば1人が10人をいじめていた場合、被害とされる子どもだけでなく、加害とされる子ども1人に対して、家庭環境の問題を含めた手厚いフォローを行うなど、ケースによって適切な対応を行うことで、いじめの未然防止、早期解決につながるのではないかと考える。

○上田学校教育課総括主幹

ご指摘のとおり重大事態は1件だけではないため、複数件発生しても対応できる体制の整備に向け、必要な人材の発掘、確保に努める。今は改正後のフローを審議会でお示しし、委員の皆様から意見をいただいている段階であるが、今後、条例改正や予算の確保等、一つ一つ課題の解決に向けて取り組む。

○藤原会長

第2回本審議会において、いじめ重大事態対応フロー改定に係る本審議会としての答申の内容について審議する。第2回本審議会では、本日委員の皆様から挙げられた質問事項について学校教育課以外の各課から説明をいただく形になるため、審議会規則5条第2項に基づき、関係各課の出席を求めたいと思うが、いかがか。

[異議なし]

6 その他

(1) 今後の予定について

第2回審議会の日程等を事務局が確認した。

(2) 情報提供

委員報酬や提出書類等について事務局が説明した。

相模原市子どものいじめに関する審議会委員名簿

選出区分	氏名	推薦母体（所属・役職等）	出欠席
医師	稲田 健	北里大学健康管理センター （北里大学医学部精神科学 主任教授）	欠席
学識経験のある者	藤原 寿幸	横浜国立大学（大学院教育学研究科 准教授）	出席
	竹下 昌之	相模女子大学（専務理事）	出席
法律に関し知識経験を有する者	田口 幸子	神奈川県弁護士会（田口法律事務所 弁護士）	出席
子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者	稲富 正治	神奈川県臨床心理士会 （川崎こころのケアセンター センター長）	欠席
市内の公益的活動を行う団体から推薦された者	栗木 美穂	相模原市PTA連絡協議会	出席
	大澤 恵子	相模原市スポーツ少年団（副本部長）	出席
	關山 長成	相模原人権擁護委員協議会	出席
	鈴木 真司	相模原市自治会連合会（会計）	出席
市の住民	安藤 晴敏	市民公募	出席
	深松 鉄男	市民公募	欠席
関係行政機関及び関係法人の職員	手塚 賢二	社会福祉法人中心会 （相模原南児童ホーム 副所長）	出席

区 分	氏名	所属・役職等
市立学校の校長の代表者	二宮 昭夫	相模原市立新宿小学校 校長
	小林 研一	相模原市立北相中学校 校長
学校の設置者	農上 勝也	教育局学校教育部 部長
	中尾 有一郎	教育局 参事
	菅原 勝	教育局学校教育部学校教育課 課長
	上田 和子	教育局学校教育部学校教育課 総括主幹
事務局	横井 智克	人権・児童生徒指導班 指導主事
	奥澤 直樹	人権・児童生徒指導班 指導主事
	角田 正洋	人権・児童生徒指導班 指導主事
	佐野 瑛平	総務班 主任